

子どもの性被害予防のための取組支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1 この要綱は、子どもの性被害予防のために地域住民等が自主的に開催する研修会等の取組に要する経費に対し、予算の範囲内で長野県将来世代応援県民会議（以下「県民会議」という。）がその経費の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の者とする。

- (1) おおむね10人以上の保護者及び親子又は地域住民で構成するグループ又は団体
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第42条に規定する障害児入所施設又は同法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設（以下「児童養護施設等」という。）

(補助対象事業)

第3 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交付対象者が子どもの性被害予防を目的として開催する次の研修会等とする。

- (1) 性教育
 - (2) 子どもを性被害から守るための人権教育
- 2 前項の規定にかかわらず次に掲げる事業は、補助金の交付対象としない。
- (1) 営利を目的とする事業
 - (2) 宗教上の教義を広め、儀礼行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業
 - (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
 - (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする事業
 - (5) 専ら趣味や娯楽を目的とする事業
 - (6) 公序良俗に反する事業
 - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の行う事業
 - (8) 構成員（役員等を含む。）のうちに暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるものの行う事業

(補助対象経費)

第4 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する講師に係る謝金及び旅費とする。

(補助対象期間)

第5 補助対象期間は、第8に基づく補助金の交付決定があった日から、当該年度の2月末日までとする。

(補助金の交付額)

第6 補助金の交付額は、補助対象経費に充てる寄付金その他の収入額を控除した額の10分の10以内の額とし、1事業当たり20,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付条件)

第7 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付条件とする。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするときは、速やかに県民会議会長に申請して、その承認を受けること。ただし、補助対象事業ごとに補助金の額に影響を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに県民会議会長に申請して、その承認を受けること。

(補助金の交付申請)

第8 補助金の交付申請は、別に定める交付申請書を県民会議会長に提出して行うものとする。

(補助対象事業の変更(中止・廃止)承認申請)

第9 第7の規定による承認の申請は、別に定める承認申請書を県民会議会長に提出して行うものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付請求)

第10 補助対象事業が完了したときは、別に定める実績報告書兼請求書により事業の実績を報告するとともに、補助金の交付請求を県民会議会長に行うものとする。

(申請書等の様式等)

第11 この要綱に規定する申請書等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。